

【修正・反映内容の方針】

- 整備スケジュールの見直しにより、建て替えまでに築 65 年を超える施設が多く存在することになるため、学校施設の老朽化対策として、然るべき調査を実施した上で、改築と長寿命化改修を組み合わせる内容に修正
- 長寿命化改修を行うことで、改修後 30 年程度まで耐用年数を延伸することが可能

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
4 章	62	(第 7 回・長寿命化) 改築期間を 80 年とする上では、劣化調査や長寿命化対策改修工事と合わせての対応とし、児童・生徒の安全が確保できる仕組みとすることが大前提。対策なしに 80 年に延命できるという誤解を生まないよう、検討手順を整理して計画に書き込むことが必要。 (第 7 回・長寿命化) 長寿命化改修の計画を立てる上では、コンクリート強度などの構造的なスケルトン部分の劣化だけでなく、児童・生徒の学習の場として重要なインフィル部分（壁や廊下の美観的側面や設備的側面）の更新も組み込む必要がある。全体の改修・改築計画を建てる際には、スケルトン・インフィルの両面から公平性を担保できる仕組みとなるよう、計画への書き方を工夫する必要がある。	【第 4 章 本市の老朽化対策の検討に当たって】 1. 老朽化対策の検討に当たって (3) 老朽化対策の検討に当たっての注意事項 イ. 長寿命化改修に適さない建物の基本的事項 文部科学省より示されている「学校施設の長寿命化改修の手引」では、適切な時期（現在築 30～40 年の鉄筋コンクリート造の校舎で用いられているコンクリートの設計基準強度は $18 \text{ N/mm}^2 \sim 21 \text{ N/mm}^2$ であることが多いため、コンクリート強度に応じた大規模補修不要予定期間（$18 \text{ N/mm}^2 = 30$ 年、$24 \text{ N/mm}^2 = 65$ 年）を勘案し、建築後 45 年程度までに、劣化調査を行い、劣化の程度と原因に応じた適切な長寿命化改修を行うことで、改修後 30 年以上、物理的な耐用年数を延ばすことができるとされています。ただし、劣化が進み鉄筋が腐食してコンクリートにひび割れやはく離が生じている場合は、長寿命化改修に適しないとされています。を経過した建物については、長寿命化改修に適しないとされています。 また、文部科学省より示されている「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」では、長寿命化改修に当たっては、建物の躯体部分が長期間の使用に耐えうる必要があるとされており、コンクリートの圧縮強度が 13.5 N/mm^2 以下の建物は、長寿命化改修に適しないとされています。 その他、基礎における鉄筋の腐食がある場合や既存建物が地滑りや崖崩れなどの自然災害に対して安全であることが確認できない場合は、これらの対策に多額の費用がかかるとされています。

			このことから、建物寿命は築年数だけで判断するのではなく、コンクリートの中性化や強度等の老朽化対策調査を行った上で、残りの耐用年数を算定し、劣化が著しい築45年を超える建物又は鉄筋コンクリート造で圧縮強度が13.5 N/mm²以下の建物が老朽化対策を実施する場合などには、長寿命化改修ではなく、改築を実施する方が合理的と考えられます。
4章	63 64 65		2. 本市の老朽化対策の考え方 ☑築年数や老朽化対策調査の結果を考慮した総合的な評価を行い、学校ごとの整備順序におけるグループ分けを行った上で、適切な時期長寿命化対策を行うことにより、築80年を超過することがないように、改築と長寿命化改修を組み合わせる老朽化対策を進めていきます。できる限り築60年から65年を超過することがないように、老朽化対策を進めていきます。 ☑老朽化対策の優先度が高かったグループの学校については、改築を基本とし、できる限り築60年から65年を超過することがないように、老朽化対策を実施します。 ☑老朽化対策調査の結果及び改修計画に基づき長寿命化改修を行った学校は、改修後30年程度を目安に、老朽化対策を実施します。 ☑学校内に築年数が異なる複数の建物がある場合は、改築を基本として検討を行います。 ☑比較的築年数が浅い重層体育館及び武道場は、具体的な手法は定めず、今後の本計画の見直しを行う中で、必要に応じて整備手法を定めます。 (1) 既存校舎などの鉄筋コンクリート造の耐用年数について 本市の市立小・中学校における既存校舎などの鉄筋コンクリート造の耐用年数については、「1. 老朽化対策の検討に当たって」で示したとおり、日本建築学会が示す鉄筋コンクリート造の物理的耐用年数65年、学校施設の鉄筋コンクリート造の目標耐用年数60年を参考とするとともに、老朽化対策調査により、コンクリートの中性化や強度を調査し、おおむね築60年から65年を目安に学校施設の老朽化対策を実施することと、改修後30年程度まで耐用年数を延伸する長寿命化改修を組み合わせる実施します。 (2) 本市における老朽化対策の手法について 本市の学校施設は、第3章で示したとおり、平成28年度末時点において、最も古い校舎の築年数が、約4割の学校で50年を超えており、老朽化対策を進めていく段階で、ほとんどの学校で築年数が50年を超えることが見込まれます。 そのため、本計画の策定時における老朽化対策については、築年数や老朽化対策調査の結果における校舎の構造躯体及び意匠・設備の状況を考慮した総合的な評価を行

		い、学校ごとの整備順序におけるグループ分けを行った上で、鉄筋コンクリート造の耐用年数を考慮し、できる限り築60年から65年を超過することがないように、改築もしくは計画的な長寿命化改修を行い、老朽化対策を進めていきます。 グループ分けの結果において、老朽化対策の優先度が高かったグループの学校については、長寿命化改修に適さないとされる、築45年以上、かつ鉄筋の腐食等の劣化が著しい建物又はコンクリート強度が13.5N/mm²を下回る校舎を保有する学校とし、当面は改築を基本とし、老朽化対策を実施します。 また、それ以外の学校については、事業着手までに大きく期間が空くことから、その間に、児童・生徒数の増減や建築コストの変動などの社会情勢の変化、学校建築に係る技術革新、本市の上位計画や関連施策、財政状況の変化などが見込まれることから、今回の計画においては、老朽化対策の具体的な手法は定めず、老朽化対策調査に基づく長寿命化改修なども含めて、整備スケジュールを踏まえた整備手法を定めることとします。 今後の本計画の見直しを行う中で、整備手法を定めることとします。 (3) 学校内に築年数が異なる複数の建物がある場合の取扱い 本市の学校施設は、昭和30年代から50年代にかけての児童・生徒数の急激な増加に対し、校舎を増築することによって対応を行ってきました。このことから、各学校は築年数が異なる複数の建物によって構成されていますが、老朽化対策については、設計や施工上の制約が少なくなるよう、学校単位で実施します。 また、築年数が45年を経過している建物としていない築年数が45年以上、かつ鉄筋の腐食等の劣化が著しい建物とそうでない建物が学校内に混在する場合には、劣化が少ない建物や築年数が45年を経過していない建物について、長寿命化改修を実施することも考えられますが、同じ校地内で、改築と長寿命化改修を同時に実施した場合、校地内での建物配置が制約を受けたり、先行他市の事例では工事の複雑化や工期の長期化なども見受けられます。 このことから、改築を実施する学校において、45年を経過していない建物がある場合についても原則として、学校全体として改築を行うこととします。 また、中学校においては、武道の授業を実施するため、平成2年度から平成15年度にかけて、全ての学校で武道場又は体育館と武道場を一体とした重層体育館を整備していますが、現時点では築年数が比較的浅いことから、基本的には老朽化対策の対象から外すこととし、今後、必要に応じて、長寿命化改修なども含めた整備手法の検討を行います。
6章	86	【第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針】 1. 本市が目指すべき学校施設

		第4章で示したとおり、本市では築年数だけで判断するのではなく、社会的に求められる機能や教育環境の確保、コンクリートの中性化や強度等の老朽化対策調査を行った上で、改築及び長寿命化改修を組み合わせたを中心とした学校施設の整備を進めていきます。 改築及び長寿命化改修を組み合わせてを中心とした学校施設の整備を進めていくに当たり、第2章において整理した上位計画や関連施策、第3章で整理した学校施設の現状と課題を踏まえ、以下のとおり、「本市が目指すべき学校施設」を定めます。
6章	90	【第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針】 4. 学校施設における各諸室の整備方針 今後、学校施設の改築又は長寿命化改修を進めていくに当たり、本市が目指すべき学校施設及び学校施設の全体整備方針を踏まえ、児童・生徒、教職員、保護者、地域住民といった学校関係者や、設計委託業者、工事請負業者といった工事関係者が、具体的な整備内容や基準が分かるように、「学校施設における各諸室の整備方針（以下「諸室整備方針」という。）」を取りまとめました。 なお、和室などの諸室整備方針に記載をしていない諸室については、各学校の基本計画及び基本設計の段階で各学校の状況に応じて、設置の有無を検討します。 さらに、改築又は長寿命化改修後の学校施設の管理運営方法の検討も並行して行い、各学校の特徴に応じて、諸室整備方針を基に柔軟な諸室整備を検討します。 改築事業を実施する学校において、「2 学校施設の全体整備方針」に掲げる、「(3) 学習環境の充実」や「(4) 子供たちの成長を支える学校」を実現するため、改築事業の特徴ある諸室として、「普通教室」、「メディアセンター」、「校務センター」及び「校長室（学校経営ルーム）」を位置付けています。 この「普通教室」、「メディアセンター」、「校務センター」及び「校長室（学校経営ルーム）」について、新たな使い方や整備内容が分かりやすく伝わるよう、92ページから99ページでは、各諸室の整備方針をイラストを用いて示しています。

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 上位計画である「府中市地域防災計画」との整合を図り、学校施設の避難所運営に関して、学校・市・地域住民による避難所運営と、避難所管理運営マニュアルに基づく内容に修正
- 地域の防災拠点として、各学校において求められる防災設備に関する内容を追記

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
3章	47 48 50	(第5回・地域開放) 開放された部屋に対し、平常時及び発災時に「誰が」「どのように」管理するのかを盛り込む必要がある。ハードとして建物を複合することや開放することだけを考えるのではなく、利用者のマネジメントを計画に盛り込むことが重要。 (第5回・地域開放) 発災時に避難所として体育館を開放する際の運営・管理は府中市職員による。地域開放・複合化を進めるためには管轄の違う両者をコントロールできるような仕組みが必要。地域に開放するだけでなく、運営・管理の担い手に対する仕組みづくりも視野に入れて検討する必要がある。 (第5回・2024/1/29・地域開放) 発災時には要配慮者も避難所を利用することになる。特に特別支援学校に通う自閉傾向の強い子供（平常時に学校を利用していない）は、初めて利用する場所に対してパニックを起こすこともある。トイレの場所が分かるだけでも安心感が変わると思われるので、放課後デイサービスに声を掛けたり、防災街歩きで参加を促すなど、平常時から要配慮者が利用できるような運用をお願いしたい。	【第3章 学校施設の現状と課題】 6. 地域拠点としての学校施設の現状と課題 (1) 一次避難所としての学校施設について ア. 現状 「府中市地域防災計画」にて、図表36に示すとおり、本市の震災時における諸条件が定められていますが、学校施設については、震災が発生した場合、学校施設は身の危険を及ぼす事象が収束されるまでの間、校庭については指定避難場所に位置付けられており、その後、自宅損壊等により一時的に生活場所の確保が困難な市民を受け入れ、保護するため、図表37のとおり、学校施設の体育館が一次避難所に位置付けられています。 一次避難所となる学校施設の管理運営は学校、市、地域住民が連携して行い、学校は、児童・生徒在校時には、その保護・引取対応が最優先事項に位置付けられています。避難所の開設は主に市職員が対応します。 また、同様に風水害における諸条件も定められており、学校施設は風水害時においても一次避難所として指定されていますが、崖下に位置する三小、八小、住吉小、矢崎小、小柳小、南白糸台小、四谷小、南町小、日新小、三中、六中、八中及び九中については、風水害時の場合には、避難場所には指定されていません。 災害時の利用を想定した場合の学校施設の現状 <避難所運営に関すること> ● 体育館の入り口に受付を設けるスペースがない。 ● 防災倉庫と体育館が離れている。

		(第4回・防災) 「学校運営期間中に児童・生徒を留めておくための一次避難所」「地域の防災拠点」という防災拠点としてのグレードにより、求められる性能レベルは異なる。最低限、必ず対策すべき機能とプラスアルファで対策すべき機能を整理し、プラスアルファの機能については「日常的に地域利用されるものの延長上にあることが理想」という考え方で設備のグレードを検討するのが良いのではないか。防災時におけるタイムラインの中で必要なインフラは何があるかを整理する必要がある。 (第4回・防災) 水害に対して、府中市の場合はハケ下・ハケ上の条件が異なる。条件により必要な機能がはっきりわかるような表記にする必要がある。太陽光についても「最大限の発電量を目指す」のか、或いは「最低限必要な発電量を示す」のかを検討して、整備していく必要がある。	●体育館が2階や地下にある学校では、高齢者や足の不自由な方が移動しづらい。 ●温熱環境などに配慮した要援護配慮者向けの避難所スペースがない。 ●平常時と災害時で運営主体が異なる。 イ. 課題 一次避難所である学校施設の課題として、高齢者や要援護者、妊娠をしている女性など、配慮が必要な人も避難してくることから、避難所の動線やスペース、温熱環境などに配慮した施設を整備する必要があります。 また、学校施設は平常時や災害時において運営主体が異なるため、その役割等を明確に定めておく必要があります。 また、インフラについては、「府中市地域防災計画」の被害想定やライフライン回復目標に基づき、避難所運営が円滑に行えるよう施設を整備する必要があります。学校施設として一律で整備する防災設備と各学校の敷地条件や避難場所の指定状況を考慮して追加で整備する防災設備の2つの視点から検討する必要があります。 なお、避難所としての機能を向上させるために整備する設備については、平常時の学校運営での使用の可否を費用対効果踏まえて、十分に検証する必要があります。
5章	76 77		【第5章 本市の老朽化対策の進め方】 ③地域と連携し、地域の拠点となる学校について ☑一次避難所の利用を想定した整備については、整備に当たっての基本的な考え方を示した上で、一次避難所としての学校施設の整備方針を定めます。 ☑学校施設の地域開放の拡充の範囲は、災害時の利用や地域ニーズを踏まえて、新たに多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室等を開放します。 ☑学校施設に複合化する施設は、学童クラブと放課後子ども教室を基本として、その他の公共施設についても、状況に応じて検討していきます。 (1) 一次避難所の利用を想定した整備について 学校施設の一次避難所の利用を想定した整備については、高齢者や要援護者などへの配慮や避難所運営を円滑に行うための施設を整備する必要があります。 これらを踏まえて、本市の一次避難所としての学校施設の整備に当たって、3つの基本的な考え方を以下に示します。 (ア) 学校施設は学校教育を行う場であることから、災害時においても学校運営の再開を最優先に考える。

			(イ) 地域防災計画では、大規模な災害においては、府中市避難所管理運営マニュアルに基づき、学校、市、地域住民の各主体が連携して避難所の開設及び運営を行う。自助・共助の考え方を基本とし、公助として、避難所運営及び避難生活に最低限必要な施設、設備、物資・備品を府中市が提供する。 (ウ) 避難所としての機能を向上させるために整備する設備は、平常時の学校運営で利用できるものとし、使用できないものは費用対効果を十分検討する。 これらの基本的な考え方と、第3章で示した地域防災計画に定められた諸条件を踏まえて、本市では以下の整備を進めます。 【一次避難所としての学校施設の整備方針】 ③ 施設の整備方針 ・ 平常時と災害時に関わらず、適切な生活や運営ができるようにする。 ・ 校舎、体育館の耐震性を確保する。 ・ 天井・照明・備品などの落下・転倒対策を行う。 ・ 学校運営に支障がないよう、セキュリティに配慮する。
--	--	--	---

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 地域の特色や必要性（ニーズ）に対応した地域開放を図る内容に修正

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
3 章	53	(第5回・地域開放) 幼保小連携は確実に今後ニーズがあると思うので、校庭の共有だけでなく家庭科室や和室、体育館などを乳幼児が使用する可能性を含めた整備を検討して頂きたい。その他、技術室や音楽室も開放のニーズがあると思われる。 (第5回・地域開放・複合化) 地域開放の際、学校エリアの運営・管理は学校の教職員（東京都職員）、地域開放エリアの運営・管理は府中市職員が担うため、管轄が異なる。発災時に避難所として体育館を開放する際の運営・管理は府中市職員による。地域開放・複合化を進めるためには管轄の違う両者をコントロールできるような仕組みが必要。地域に開放するだけでなく、運営・管理の担い手に対する仕組みづくりも視野に入れて検討する必要がある。 (第5回・少子化対策) 小学校・中学校・文化センターが隣接している場合の連携について、小中一貫という運用上の話を整備方針に盛り込むことは難しいが、ハード的な視点での隣接する施設の共有については対応ができる可能性がある。そのような建築的な対応策があれば、整備方針の「複合化」の項目で記載していきたい。	【第3章 学校施設の現状と課題】 6. 地域拠点としての学校施設の現状と課題 (2) 学校施設の地域開放について イ 課題 学校施設の地域開放については、学校施設を有効に活用していくため、学校教育上支障のない範囲で、地域開放を更に拡充していく必要があります。地域コミュニティの核として、地域のニーズに対応した地域開放を検討し、学校施設を有効に活用する必要があります。 そのためには、児童・生徒の安全の確保や学校が所有する個人情報の保護など、セキュリティの確保と地域開放を行う場合の管理運営方法を踏まえたを確保した学校施設の整備を行っていく必要があります。 (3) 学校施設の複合化について イ 課題 学校施設の複合化の課題については、学童クラブでは、国が放課後子ども教室との一体的な、又は連携による実施や、学校施設の活用を求めていることから、校地外にある学童クラブをできる限り校地内に取り込むことが必要となっています。また、放課後子ども教室では安定的な事業運営を行うために、年度ごとの学校の各諸室の使用状況に左右されることがないよう、安定的に使用できる実施場所の確保が必要となっています。さらに、学校エリアと学童クラブ及び放課後子ども教室とは、運営・管理主体が異なることも考慮して整備する必要があります。

5 章	77	(第 5 回・地域開放・複合化) 音楽室を借りたいという声は結構あるが、上階にあることが多く、土日や夜間は管理職が来ないと使えないという現状がある。工夫によって開放できる余地があると思われる。地域開放を考える際、学校施設を貸し出すという発想だと学校側の管理の負担が大きくなる。公共施設を学校も地域も使うという考え方をすることで、セキュリティや管理の在り方を含めて検討することが開放を進める上でポイントになると思われる。 (第 5 回・地域開放・複合化) 時代を鑑みると、地域の方々と共存しながら教育活動を行う必要がある。地域の方々が平常時から学校に入りやすく、校舎内での活動がしやすい校舎の在り方を考えて頂きたい。	【第 5 章 本市の老朽化対策の進め方】 ③地域と連携し、地域の拠点となる学校について (2) 学校施設の地域開放について 学校施設の地域開放については、学校施設を有効に活用していくため、学校教育上支障のない範囲で、更に拡充していく必要があります。そのためには、児童・生徒の安全の確保や学校が所有する個人情報の保護など、セキュリティを確保した学校施設の整備を行っていく必要があります。 地域開放の拡充の範囲については、原則、災害時に避難所として開放することとした、多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室とし、児童・生徒の安全が確保できるよう、それ以外の諸室とのセキュリティ区画や管理・運営面を考慮して整備することとします。を設けます。 その他の諸室については、公共施設推進プランの動向を踏まえるとともに、各学校の基本計画及び基本設計の段階で、学校や地域の意見を取り入れながら、地域の特色や必要性に応じて、地域開放の範囲を拡充します。
-----	----	---	---

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 人口推移や学校の統合に関して、令和5年12月に提示された「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」に基づき、今後の計画において検討を行う内容に修正
- 府中基地跡地留保地の記載を削除

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
5章	79 80	(第5回・少子化対策) 人口推計については、駅周辺の利便性の良い場所に人口が集中するなど、市内でも地域ごとに特色がある。整備方針に記載する方針としては、地域ごとの特色を加味して記述することになると思われる。中長期的には府中市においても児童・生徒数減少の傾向が見えてくる状況を反映すると良い。 (第5回・少子化対策) 大規模校・小規模校共に課題があるので、一つ一つの学校で見るのではなく、今後の児童生徒数を注視しながら、統合や学区の見直しを含めて市全体の最適化を目指すべき。また整備方針には、建物の建築または改築という方向性を見据えた表現を記載すると共に、資産の保持という観点だけでなく、PPP やリース方式など民間の施設を利用するという方向性もあり得る。 (第6回・適正規模・適正配置) 小規模校・大規模校や文化センター等の地域施設の活用有無について、学校ごとに個別の状況や課題がある。計画には個別の事象を具体的に記載することは難しいため、どのような形で記載することが適切かを今後見極めていく必要がある。	【第5章 本市の老朽化対策の進め方】 ④将来の児童・生徒数の増減への対応について ☑今後、児童・生徒数の将来推計から大きく教育環境の変化が見込まれる学校もあることから、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」の内容を踏まえて本市の適正規模・適正配置の基準となる考え方を整理した上で、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統合や通学区の見直し統廃合や学区再編を含めた学校規模や配置の適正化に向けた検討を検討した改築を行います。 ☑府中基地跡地留保地について、今後の学校施設に係る様々な課題に対応するための重要な用地と位置付け、今後の具体的な活用方法や整備内容などについて、検討を行います。 (1) 当面の改築事業における考え方 第3章で示したとおり、将来の児童・生徒数に関しては、市全体では、一時的に増加するが、その後、緩やかに減少する見込みとなっています。 改築時期が早い学校については、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」の内容を踏まえて、できる限り近隣の学校の規模や児童・生徒数の状況を注視しつつ、現在の児童・生徒数に配慮した改築を行います。 また、改築事業を実施した学校において、将来的に、児童・生徒数の減少に伴う学校規模の縮小が見込まれる場合には、基本計画や基本設計段階において、建物の一部解体や減築などが行いやすい建築計画を検討するほか、必要に応じて、「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について（答申）」の内容を基に、一部地域

		(第6回・適正規模・適正配置) 学区の変更により、登下校時間が大幅に増える可能性がある地域では、今後スクールバス等の選択肢も出てくる可能性がある。学童保育や放課後クラブ以外にも、学校教育時間外に学校に留まれる場所を検討(教室の転用や別の場所の確保など)することは今後必要となる可能性がある。計画に盛り込むことを考慮するのはどうか。	における学区再編「通学区域の見直し」や「学校選択制」についても対応できるようにします検討を行います。 (2) 統廃合等を含めた学校規模や配置の適正化 第3章で示したとおり、学校規模については、学校ごとに状況が異なり、既に大規模化や小規模化が進んでいる学校があります。 次期実施校を除くその他の1グループ及び2グループの学校については、今後、児童・生徒数の将来推計から大きく教育環境の変化が見込まれる学校もあることから、今後の改築校の選定に向けて、本市の適正規模・適正配置の基準となる考え方を整理します。 また、その基準に基づき、近隣で先行して改築を行った学校や、その後に改築が行われる学校と学校間で規模の調整を図るなど、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統廃合や学区再編等を含めた、学校規模や配置の適正化に向けた検討を行います 「府中市立学校の適正規模・適正配置の実施に向けた方策について(答申)」で示された効果的な対応策を踏まえて、近隣で先行して改築を行った学校や、その後に改築が行われる学校と学校間で規模の調整を図るなど、複数の学校をグループとして捉えながら、学校の統合や通学区域の見直し等を含め、学校規模や配置の適正化に対応できるようにします。 (図表50参照)。 (3) 府中基地跡地留保地の活用 府中基地跡地留保地については、市内の中心部に位置しており、十分な規模の整形地であることから、今後の学校施設の老朽化対策を進める上で、児童・生徒数の減少に伴う市立小・中学校の適正規模・適正配置に対応する学校用地として、また、改築事業時の仮設校舎費用の抑制などの様々な課題に対応する学校用地と位置付け、今後、具体的な活用方法や整備内容などについて、検討を行います。
--	--	---	---

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 計画策定時からの社会的変化に対応する付加価値、その他計画改定に関わる費用について追記する内容に修正

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
5 章	82	(第7回・総事業費) 建設費高騰による総事業費高騰は不可避であるが、 減額に資する検討項目は協議会で合意して計画に反映する。 検討項目について、「屋外プール中止」「仮設校舎中止」などの項目については、あくまでそれが可能な場合についての為、誤解が生じないような書き方を工夫する。	【第5章 本市の老朽化対策の進め方】 3. 学校施設の整備費用 (1) 今後の改築に係る費用の見通し 今後の学校施設の改築に係る費用の現状での見通しについては、図表5-2に示すとおり、令和元年度から令和3-2年度の3-2年間の合計で約1,370億円となります。また、内訳については、図表5-3のとおり、校舎で約988億円、体育館で約115億円、プールで約69億円、仮設校舎で約198億円となり、改築費全体の年間平均費用は約42.8億円となる見込みです。 なお、図表5-4に示すとおり、これまでの学校施設の整備費用は、平成22年度から平成30年度までの各年度の平均で約25.6億円となっています。 そのうち、改築費が約7.3億円、大規模改修費と維持補修費の合計が約18.3億円となっており、学校施設の整備費用については、改築費だけでなく、大規模改修費や維持補修費についても見込む必要があります。 このことから、今後、大規模改修費や維持補修費についても中長期的な財政見通しを作成します。 計画を策定した時点から学校に求められる機能として、教育的配慮・防災・環境配慮に関する付加価値が社会的に変化したことに加え、建設費の高騰により、全体整備費を〇〇億円に見直しました。 また、先行した改築校の実績を鑑みると、全体整備スケジュールが延伸となります。そのため、改築までに築65年を超えると想定される学校については、大規模改修に合わせ劣化診断調査を行い、耐用年数を伸ばすための長寿命化改修の費用も見込む必要があります。 施設整備を進めるにあたり、日々の清掃やメンテナンスのしやすさに配慮し、メンテナンス費用がなるべくかからない施設として検討を行います。

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- ゼロカーボンシティの実現に向けて、第3次環境基本計画、第5次エコ・アクションプランを参考に、今後の法改正等に柔軟に対応できるように、具体的な数値目標は設定しない記載に修正

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
6章	87	(第7回・エコ) 公共施設として、府中市の脱炭素の目標に則った数値目標を定める必要がある。市全体の目標を担保するためにも、BEIは校舎単体ではなく、プールや武道場を含む学校廻りの公共施設全体であることが望ましいと考える。また校舎における外皮の断熱化や日射遮蔽の強化は、空調エネルギーを下げるだけでなく、子供たちの学習環境を向上させる可能性がある。子供たちの学習環境を向上させるという視点で、最低限校舎だけBEIを目標値を定めるという考え方もある。 (第7回・エコ) 数値目標に対して過度な数値を設定して、数値が足枷にならないよう配慮する必要がある。学校によって、プールや体育館の有無が異なるため、数値に対する誤解が生まれないようにする必要もある。校舎に対しては、建築的な対応により子供たちの学習環境に裨益するような整備のあり方を計画に盛り込むことが望ましいと考える。 (第7回・エコ) 環境配慮や社会情勢、教育環境の在り方、コストを総合的に勘案した数値目標を定めることが望ましいと考える。また、学校用途単体の計算対象とするのか、その他用途も含めた計算対象とするかで、一律に比較す	【第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針】 2. 学校施設の全体整備方針 本市の目指すべき学校施設を踏まえ、本市の学校施設の改築を進めるに当たっての全体整備方針を以下のとおり、定めます。 「6 その他」 「6 府中市ゼロカーボンシティ実現に向け環境に配慮した学校」 ・①省エネルギー・省資源型の学校施設を整備します。 ・②建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）で義務付けられている学校用途の一次エネルギー消費量基準（BEI）を下回ることを前提として、更なる低減を目指す。

		ることは難しいことから、但し書きを明記することが望ましい。	
--	--	-------------------------------	--

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 積極的な自然エネルギーの利用など、建築側の工夫により教育環境向上を図る内容に修正

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
6 章	88	(第4回・エコ) 自然換気、自然採光、外壁・屋根の高断熱化、高断熱・高遮熱ガラスの採用は、電気に頼らずとも日射制御や温度環境の維持、換気ができる設えの為防災面でも役立つ。また外壁・屋根の高断熱化は、省エネ法により今後採用が不可欠となる可能性がある。法律により採用が必要な項目、防災時に役立つ項目を優先的に検討すると良いのではないかな。 (第4回・防災) 水害に対して、府中市の場合はハケ下・ハケ上の条件が異なる。条件により必要な機能がはっきりわかるような表記にする必要がある。太陽光についても「最大限の発電量を目指す」のか、或いは「最低限必要な発電量を示す」のかを検討して、整備していく必要がある。	【第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針】 3. 学校施設における建物の整備方針及び配置方針 (1) 建物の整備方針 ・校舎、体育館の耐震性を確保する。 ・建物は、日々の清掃やメンテナンスのしやすさに配慮し、維持管理がしやすいつくりとする。 ・陸屋根の利用状況も踏まえた上で、温熱環境や維持管理にも配慮し、勾配屋根を採用する計画を推進する。 ・自然換気、自然採光、外壁・屋根の高断熱化、高断熱・高遮熱ガラスの採用など、建築側の工夫により、教育環境向上及び環境負荷低減の導入を検討します。 ・太陽光発電設備など環境に配慮した設備は、環境教育の効果に加え、コスト面や災害時の使用を総合的に考慮し、導入を検討する。 ・学校施設全体で、夏季の高温対策を検討する。 ・校門から昇降口、校庭、体育館及びプールまでの動線が教職員の死角にならないようにするなど、不審者対策を考えたセキュリティ機能を備える。 ・車両が、校門から校庭に直接侵入できないように、上下式バリカーを設置するなどの対策を検討する。 ・ユニバーサルデザインの視点に基づき、誰でも利用しやすいつくりとする。 ・児童・生徒数の状況に応じて、柔軟に対応できるよう、建物の解体や減築、他の用途への転用がしやすい構造や構法を採用する。 ・平常時と災害時に関わらず、生活、運営が行えるよう工夫する。 ・地域開放時や避難所運営時に、児童・生徒の安全確保や学校が保有する個人情報を保護できるようセキュリティに配慮する。 ・避難所運営に必要な非常用の電源・給水・ガス・トイレを確保する。

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 学校プールの建設費や維持管理費の縮減、プール授業の円滑な運営の継続に向けて、学校プールの屋内化・集約化を検討する内容に修正
- 学校プールの拠点校の検討に伴う、配慮事項を記載

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
6章	88	(第6回・プール) 長いスパンの中で設置・運営・管理をする必要がある。既存の地域施設の住み分けや活用を整理しながら、限られた資源を効果的に活用するためにどうするかを計画に書き込む必要がある。 (第7回・プール) 集約する拠点校の教員に対して負担が増えないような配慮が必要。ハードとしての複合化・集約化を実現させるためにも、プールの維持管理や専門的な指導については外部委託をして、教員は児童・生徒の安全管理に集中できる様にするなど、ソフト面での配慮を十分に考えていただきたい。 (第7回・プール) 集約するのであれば、拠点校の負担やコストの面から必ずしも学校敷地内にプールを設置する必要はない。プールについては、学校の改築と一体的に考えるのではなく、便宜的に切り分けて検討の方が望ましい可能性もある。現時点では、集約化・屋内化に対する様々な可能性を考慮して、可能性がある項目については排除しないよう、計画への記載について工夫する必要がある。	【第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針】 3. 学校施設における建物の整備方針及び配置方針 (2) 建物の配置方針 ・校舎は、日照をできる限り採り入れられるよう、配慮する。 ・校庭は、避難所としての機能や地域開放時への対応を考慮し、地上に配置する。 ・体育館は、避難所としての機能や地域開放時への対応も考慮し、原則として地上に配置する。 ・プールは、熱中症対策や利用率向上を考慮し、屋内化・集約化を検討する。 ・プールの屋内化・集約化を検討する際は、プールを設置する拠点校の選定や地域の民間プール利用など幅広い視点で検討する。 ・地域開放時や災害時に避難所として開放する範囲は、多目的ルーム・家庭科室・会議室・和室とする。 ・地域特性など、必要に応じて、更なる開放範囲を検討する。 ・学校運営に支障がないようセキュリティに配慮する。 ・敷地内に送迎バス等が入れるように配置計画及び外構計画を検討する。

118	(第6回・プール) 拠点校でプールを集約利用するとした場合、拠点校を選定する段階で管理運営方式や受け入れ時の動線計画（自校利用・他校利用で分けて考える等）の検討が必要。 (第7回・プール) 集約化すると、場合によっては加配の職員が必要となる可能性もある。バスで移動する際には動線計画を盛り込むことも重要。	【第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針】 4. 学校施設における各諸室の整備方針 (11) プール ☑プールは、授業や部活動等の学校活動に支障がない大きさ・仕様とします。 ☑管理運営方法や拠点校の選定を踏まえて、各学校の状況に応じて整備手法を検討します。 (ア) 原則として、十分な校地がある場合には地上に設置するが、校地の状況や断水時のプール水の活用等にも考慮し、必要に応じて、屋上化を検討する。 (イ) 小学校では、低学年の児童が安全に利用できることに配慮したつくりとする。 (ウ) 更衣室・シャワー・トイレ・見学スペースなどの必要な付属機能を設ける。 (エ) プールのエントランスは、段差のないつくりとする。 (オ) 周辺環境を考慮し、目隠しなどを設置する。 (カ) プールを設置する拠点校を選定する場合は、他校の児童・生徒及び送迎バス等の動線計画を合わせて検討する。
-----	--	--

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 児童・生徒の居場所となる落ち着いた空間整備やスペースの有効活用を計画するとともに、事業費の抑制も考慮して、整備範囲に関する内容を含む表現に修正

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード・委員名)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
6 章	100 101	(第4回・木質化) 木質化により子供たちに「落ち着き」を感じさせる可能性がある。また林業に対する「学び」につながる可能性もある。そのような効果が見込めるスペース(子供たちの評価が高く、滞在して日常的な活動が行われる場所)に対して、優先的に木質化を図ると良いのではないかと。 (第4回・木質化) 全面的に木質化するのではなく、児童・生徒の居場所となる空間や、子供の身体寸法・目の高さを考慮して「見える・触れる」部分に集中して木質化すると効果的であると印象を受けた。面的な部分は色彩によって補える可能性もある。 (第4回・木質化) アンケートから「温かい」「落ち着く」「木」というキーワードが出ていた通り、児童・生徒がそのようなスペースを求めていることが読み取れる。学校として、それらのスペースの確保と材質をどうすべきかという観点で、木質化について整備方針に入れて頂きたい。 (第4回・オープンスペース) 空間の余白部分を児童・生徒が安心感を持って捉えていると思うので、居場所となる空間を大事にしてほしい。特に思春期の児童・生徒にとって先生とは少し距離の離れた居場所は大切だと思う。一方、見渡しやすい	【第6章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針】 4. 学校施設における各諸室の整備方針 (1) 各諸室共通 ア. 学校施設の全体整備方針を実現するための共通の方針 ・ 児童・生徒の居場所となる温かみと落ち着きのある空間づくりや環境面及び児童・生徒の心身に配慮し、効果的な部分の内装を木質化するなど素材にも配慮した計画とする。 ・ 両側に諸室を配置して中央の廊下等を多目的(交流スペース等)に利用できるようにする、または教室と一体的(学習スペース等)に利用できるようにするなど、建築的な工夫により、空間の有効活用を図る面積の抑制を図る。 ・ 柔軟で創造的な学習環境の実現に向けて、共用部の設えの工夫や有効活用を行うとともに、適切な共用部面積比率を確保する。 ・ 児童・生徒数の状況に応じて、パーティションなどを設置しフレキシブルに対応できる可変性に考慮した計画とする。 ・ 落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、遮音性に配慮する。 ・ 各諸室においては、扉にガラス開口を設置するなど、廊下側から中の様子が見えるようにする。 ・ 多様な学びに対応できるように、ICT環境を整備する。 ・ 各諸室の施設管理については、オートロックシステムなども含めて、セキュリティの向上及び使いやすさに配慮する。 ・ 現在地の表示やエリアごとに色分けを行うなど、校舎内での位置が分かりやすいよう配慮する。

		さ・管理のしやすさという課題もあるため、それらと折り合いをつけながらも居場所としての空間をどう確保するかを検討していただきたい。 (第5回・オープンスペース) アンケートでは、ちょっとした「溜まり」のスペースに対する児童生徒のニーズが見て取れる。整備方針に記載する根拠になると考える。	イ. 各諸室の広さの考え方について ・各諸室の広さは、普通教室の大きさを基準とする。 ・小学校の普通教室の広さに関しては、原則、$8\text{m} \times 9\text{m}$ 8.5mの広さとし、これを1コマとする。 ・中学校の普通教室の広さに関しては、原則、$8\text{m} \times 10\text{m}$の広さとし、これを1コマとする。 ・各諸室のコマ数の目安を設定し、建物全体の広さの効率化を図る。コマ数の目安は図表55及び56に示す。また、新たに設定するコマ数は従来のコマ数に基づき設定する。
6章	104	(第4回・オープンスペース) 思春期に差し掛かる児童・生徒が先生から離れて友達同士で集まれる居場所のようなスペースを求めていることが読み取れる。また、そのような場所を教室外に設けることで、他クラス・他学年との交流につながる可能性が考えられる。学校計画において、教室以外に子供たち(特に高学年)の居場所となるスペースを設けることは重要な観点であり、何のためにこのようなスペースを設ける必要があるのかという理由と合わせて、整備方針に盛り込む必要がある。八小・一中ではロッカースペースを教室外に出すことで、児童・生徒の居場所やコミュニケーションの場として機能しており、備品を預けるだけでなくコミュニケーションの場としての在り方も期待される。	(2) 普通教室 ア. 普通教室の広さ 普通教室の広さは、この配列に対し、以下に示す6つの条件を満たす広さとして、原則、小学校の普通教室では$8\text{m} \times 9\text{m}$ 8.5m、中学校の普通教室では$8\text{m} \times 10\text{m}$の大きさを確保します。 イ. 普通教室の整備方針 (ア) 普通教室は、防犯・安全面を考慮し、原則として2階以上に配置できるよう配慮する。 (イ) 落ち着いた集中しやすい学習空間を確保するために、遮音性を確保しつつ、多様な学習環境に柔軟に対応できるよう、教室と廊下の区分けを整備する。教室と廊下の区分けを明確にし、遮音性に配慮する。 (ウ) 子供たちや教職員の使いやすさに配慮した、十分な掲示スペースを確保する。 (エ) 黒板が見えやすいよう、机・椅子、ロッカーなどの配置・設置方法にも配慮する。 (オ) 黒板と映写機能の両方を備えるつくりとする。 (カ) 給食の配膳スペースなど、児童・生徒の生活に必要なスペースを確保する。 (キ) 普通教室に設置していた手洗いは、廊下などへ集約化する。

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 共用部の有効利用を促進する一方で、事業費の抑制等の観点から、適切な教育環境の確保や各学校の整備条件に配慮することを前提に、共用部の面積比率を検討する内容に修正。

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
3 章	34 38	(第4回・オープンスペース) 共用部の面積比率の目安などを示すことで、設計者が面積を守りながら、児童・生徒の居場所づくりを工夫して設計していけるよう整備したほうが良い。	【第3章 学校施設の現状と課題】 4. 児童・生徒の教育環境における現状と課題 (3) 校舎内の諸室について ア. 現状 (ア) 普通教室の面積 本市では、標準的な基準がない中で、学校ごとに学校施設の整備を進めてきたこともあり、普通教室及び共用部の大きさに違いがある状況です。近年の十小、三中、五中における改築前後の普通教室面積を例に示すと、図表22のとおり、改築後は普通教室面積などが増加しています。 なお、普通教室面積が大きくなることや、共用部の面積比率が高くなることも、校舎面積が大きくなる一因となっています。 イ. 課題 現状では、学校ごとに普通教室の大きさや共用部の面積比率、諸室の種類、室数などの教育環境に違いがあることから、公立学校としての性質に鑑み、できる限り公平な教育環境を整える必要があります。

6 章	116		【第 6 章 各学校の老朽化対策を実施するに当たっての整備方針】 4. 学校施設における各諸室の整備方針 （7）校舎内の共用部 ☑校舎内の共用部は、移動のための空間としての役割に加え、エントランスや廊下は子供たちの学習や部活動などの様々な活動空間の場にもなる場所です。このことから、安全性や効率性に配慮したつくりとした上で、教育環境の充実などに繋がる機能の付加についても十分配慮します。 ☑改築後の共用部の面積比率は、適切な教育環境を確保しつつ大きさをよく検討して、整備費用の抑制を図ります。なお、長寿命化改修や既存施設を含む面積比率は、各学校の整備条件に応じて配慮するものとします。
-----	-----	--	---

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 老朽化対策を進める際に従来方式だけではなく、事業費の縮減や地域の特徴を踏まえて発注方式を選択していく内容を追記

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
7 章	125 126	(第 7 回・発注方式) 発注方式により一長一短の側面があるので、府中市らしい学校整備の在り方を実現するためにも、状況によりケースバイケースで選択できる方が望ましい。計画の中では、具体的な発注方式を断定するのではなく、可能性を排除しないような書き方を工夫する。 (第 7 回・発注方式) 学校現場の声を反映するにあたり、具体化していない設計段階で意見を述べるのが難しいことがある。また設計者から施工者に移行した際に、設計段階で協議したことが反映されていないと感ずることがあるので、発注方式の検討の際には、コストの削減という視点だけでなく意見の反映のしやすさという視点も考慮に入れて頂きたい。	【第 7 章 継続的運用方針】 2. 今後の各学校における老朽化対策の進め方 (2) 今後の改築整備の発注方法について 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）等に、多様な発注方式が示されていることに基づき、各学校の校地条件や改築整備費用の縮減、並びに地域の特徴等の観点から、適切な発注方法を選択し、又は組み合わせ適用していくことを検討します。 (3) (2) 地域住民との関わりについて 学校施設の整備は、ワークショップ、工事現場の見学会、市の広報紙、ホームページを通じて地域住民への情報提供に努めていくとともに、地域 住民の意見も広く取り入れながら進めていきます

委員意見の反映の方向性

【修正・反映内容の方針】

- 総事業費の抑制を図るため、各学校に仮設校舎を建設しない配置計画の検討及びその配慮事項を記載するとともに、仮設校舎の在り方を検討する内容に修正

章	計画 ページ	(1) 委員コメント・修正根拠 (回・キーワード・委員名)	(2) 改定追記原案：赤字 (計画原文：黒字)
5 章	78	(第 5 回・仮設校舎) 仮設校舎を仮設化せずに校舎としての利用を終えた後は別の用途に転用するという考え方もある。長期的な計画を立てることで、複合化や施設の統合などが可能になるのであれば、場所によっては設計者の選定条件に加えても良いと考える。「複合化」の項目に仮設校舎の転用という視点を加えるのはどうか。	【第 5 章 本市の老朽化対策の進め方】 ③地域と連携し、地域の拠点となる学校について (3) 学校施設の複合化について 学校施設の複合化については、学童クラブでは国が放課後子ども教室との一体的な、又は連携による実施や、学校施設の活用を求めていることから、校地外にある学童クラブについてはできる限り校地内に設置することとします。 また、放課後子ども教室では安定的な事業運営を行うために、学校の各諸室の使用状況に左右されることがないように、専用の実施場所を確保します。 他の公共施設との複合化については、現在の本市の学校施設では 1 校当たりの児童・生徒数が多く、また、1 人当たりの校舎面積が小さいことから難しい現状となっていますが、将来、児童・生徒数が大きく減少し、校舎や校地に余裕が見込まれることなどが想定されることから、基本計画や基本設計段階において、建物の一部解体や減築などが行いやすい建築計画を検討するほか、公共施設マネジメントの考え方を踏まえ、学校施設内の空きスペースを活用した他の公共施設との複合化や仮設校舎としての活用について、他課と連携しながら、継続的に検討していきます。
7 章	126	(第 5 回・仮設校舎) 仮設校舎を建設せずに計画する場合は現校舎の配置からレイアウトが変更してしまうため、周辺住民の中には違和感を感じる人も出てくるだろうと思う。近隣に対して、より丁寧な説明をするなど配慮事項を盛り込む方が望ましいと思われる。	【第 7 章 継続的運用方針】 2. 今後の各学校における老朽化対策の進め方 (4) (3) 改築工事を実施する際の配慮事項について 改築工事を実施する際は、近年の本市の改築工事においては、学校での授業を行っていない工事となるため、以下について配慮します。 ●改築工事の期間中は、工事車両の動線や資材置場などに十分配慮し、児童・生徒の安全を確保します。

	(第5回・仮設校舎) 仮設校舎を建設する場合と建設しない場合の両方を想定して、整備方針に記載することを検討すると良い。 (第5回・仮設校舎) 仮設校舎を建設しない方針の自治体(ex.横浜市)も多く、仮設校舎にコストをかけない方針に関しては賛成する。下記3点を仮設校舎なしで計画する場合に配慮すべき項目だと考えている。 ①避難動線：児童生徒や近隣住民の避難動線が確保されていること(※横浜市では丘陵地が多いため議論される) ②日影・騒音・換気問題：日影・騒音・換気を一体的に考慮することが望ましい。校庭と校舎の位置が入れ替わることにより、日影や圧迫感、騒音の問題が考えられる。その結果、ハード的に窓を開放できない設計とした学校もあり、コロナ流行の際は換気量が不足するという状況が発生した。 ③日射条件：校舎の配置を検討する際の視点として、空調条件を加えると良い。西日が入りやすい校舎となるなど、空調条件によっては維持管理費に影響がある。 (第5回・仮設校舎) 仮設校舎を建設せずに計画する方針が原則だと考える。「プールを使えない時期が無いように」という条件を入れると、仮設校舎を建設せずに計画することは現実的に不可能であり、この条件については改めて検討の余地がある。 (第5回・仮設校舎) 子供の成長にとって教室の日当りは影響が大きい。校舎の配置を検討する際の視点として、校舎や工程の日当たりを配慮事項に加えるのはどうか。 (第5回・仮設校舎) 仮設校舎の有無を検討する際に、教育的配慮ができるかという視点を丁寧に記載する必要がある。	●公平な教育環境が確保される場合は、地域特性や校地条件を考慮しながら、仮設校舎を建設しない配置計画を検討します。現段階においては、原則として、学校ごとに校地内に仮設校舎を建設し、児童・生徒は仮設校舎で授業を受けることを想定しています。 ●仮設校舎を建設しない場合、学校施設の配置変更に伴う騒音や日射・通風等の教育及び地域環境への影響を十分に検討します。 ●仮設校舎の建設時は、仮設校舎の安全性、耐震性、耐久性、セキュリティ面に十分配慮し、児童・生徒の安全を確保します。 ●仮設校舎の設置時や、体育館、武道場、プールの改築時は、児童・生徒の授業が制限されることとなるため、学校ごとの改築整備を進める中で十分に配慮し、検討を行います。 ●改築工事の期間中は、学校活動のほか、学校施設を利用する市の事業や地域活動などにも、使用が制限されることから、工事スケジュールなどの情報提供に努めていきます。 ●児童・生徒が、小学校と中学校で連続して仮設校舎での生活になることを極力避けるように、整備順序の検討を行います。
--	--	---

		(第5回・仮設校舎) 仮設校舎についても造る／造らないだけでなく、将来にわたり地域の財産となるような在り方を考えて頂きたい。学校を地域・コミュニティの中心核として位置づけ、校舎改築の方向性を検討頂きたい。	
--	--	--	--